

別 紙

| | 実施機関が行った部分開示及び非開示決定の内容（要旨） | | | 実施機関が行った 非開示理由の説明（要旨） | 実施機関が行った開示決定等に係る 審査会の判断（要旨） |
|---------|--|--|--|---|--|
| | 本件対象公文書 | 公文書の内容 | 開示をしない部分及び理由 | | |
| 文書 1 | 第1回事務打合せ （平成24年3月16 日開催）の会議資料 のうち、資料2 | 文書が作成された時点 での今後想定されるス ケジュールを整理した もので、災害廃棄物の 広域処理の実施に向け て検討が必要と思われ る事項及び時期が記載 | 想定されるスケジュール のうち、平成24年5 月以降の部分〔部分開 示〕 条例第7条第5号の 非開示情報（審議、検討 等情報）に該当 | 本件処分時点では、検討実施 項目は具体的に決まってお らず、関係市町村等との事務 打合せ結果等を踏まえ、富山 県や関係市町村等において 検討・調整を行い具体化して いく性格のものである。 | <p>（1）「おそれ」の判断について 富山県や関係市町村等における今後の調整等により内容 が流動する可能性の高い情報を公にすることにより、県民 等の中に混乱を生じさせるおそれや、意思決定の中立性が 損なわれるおそれがあることから、災害廃棄物の広域処理 への協力の検討に係る適正な意思決定の確保等への看過し 得ない程度の不当な支障となることは否定できず、これら の情報を公にすることによる公益性を考慮しても、開示し ないことにより保護される利益の方が優越するとした実施 機関の判断は妥当である。</p> <p>（2）政策全体の意思決定等に対する支障について 本件処分時点では、検討実施項目や実施時期に係る意思 決定が行われておらず、富山県や関係市町村等との間で検 討・調整が継続し、また当該検討等を踏まえた個別具体的 な意思決定にもつながっていくものであることから、公に することにより、災害廃棄物の広域処理という政策全体の 意思決定や今後の意思決定等に支障が生じるおそれがある。</p> <p>（3）発信済情報の非開示情報該当性について 非開示とされた情報の中には、既に県の公式ウェブサイ トに掲載されたものや新聞報道で確認できる情報（字句） も認められるが、実施機関が非開示部分を「おそれ」を生 じさせるひとまとまりと捉え、発信済みの情報（字句）を 含めて非開示とした判断は妥当である。</p> <p>（4）したがって、非開示部分が条例第7条第5号（審議、 検討等情報）に該当するとした実施機関の判断は妥当である。</p> |

| | 実施機関が行った部分開示及び非開示決定の内容（要旨） | | | 実施機関が行った 非開示理由の説明（要旨） | 実施機関が行った開示決定等に係る 審査会の判断（要旨） |
|---------|---|---|--|--|---|
| | 本件対象公文書 | 公文書の内容 | 開示をしない部分及び理由 | | |
| 文書 2 | 第6回事務打合せ（平成24年5月17日開催）の会議資料のうち、資料10 | 文書が作成された時点での今後想定されるスケジュール並びに富山県と関係市町村等との間の役割分担を整理したもの（たたき台）で、実施に向けて検討する必要があると思われる事項及びそれぞれの役割分担が記載 | 検討事項及び役割分担の一部〔部分開示〕 条例第7条第5号の非開示情報に該当 | 本件処分時点では、検討実施項目や役割分担が具体的に決まっておらず、関係市町村等との事務打合せ結果等を踏まえ、富山県や関係市町村等において検討・調整を行い具体化していく性格のものである。 | 文書1と同様、非開示部分を公にすることにより、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれや、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。 したがって、条例第7条第5号（審議、検討等情報）に該当するとした実施機関の判断は妥当である。 |
| 文書 3 | 第6回（平成24年5月17日開催）の会議資料のうち、打合せ結果の概要を記載した文書 | 事務打合せの結果を整理したもので、日時や場所、出席者、議事概要が記載 | 富山県における広域処理の役割分担についての質問・意見等の内容〔部分開示〕 条例第7条第5号の非開示情報に該当 | 本件処分時点では、役割分担が具体的に決まっておらず、関係市町村等との事務打合せ結果等を踏まえ、富山県や関係市町村等において検討・調整を行い具体化していく性格のものである。 | 文書1と同様、非開示部分を公にすることにより、率直な意思決定の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。 したがって、条例第7条第5号（審議、検討等情報）に該当するとした実施機関の判断は妥当である。 |
| 文書 4 | 第2回事務打合せ（平成24年3月23日開催）の会議資料のうち、資料3 | 富山県知事と岩手県知事が平成24年4月9日付けで交換した覚書に関する行政運営情報が記載 | すべて非開示 文書全体が条例第7条第6号イの非開示情報（行政運営情報のうち、契約、交渉等又は訴訟に係る事務）に該当 | 覚書に関する情報であり、富山県や関係市町村等が災害廃棄物の受入れを検討するにあたっての条件が記載されている。 | 当該各文書を公にすることにより、覚書に関する富山県側の検討過程が明らかとなり、公益的な開示の必要性等を考慮しても、富山県や他の自治体における契約や交渉事務の適正な遂行に著しい支障が生じ、当該事務の当事者として認められる地位を不当に害することから、当該各文書全体が条例第7条第6号（行政運営情報）に該当する。 |
| 文書 6 | 第4回事務打合せ（平成24年4月3日開催）の会議資料のうち、資料1 | | | | また、文書1と同様、災害廃棄物の広域処理という政策全体の意思決定等に支障が生じるおそれがあることから、同条第5号（審議、検討等情報）にも該当する。 したがって、当該各文書全体が非開示情報に該当するとした実施機関の判断は妥当である。 |

| | 実施機関が行った部分開示及び非開示決定の内容（要旨） | | | 実施機関が行った 非開示理由の説明（要旨） | 実施機関が行った開示決定等に係る 審査会の判断（要旨） |
|---------|-------------------------------------|---|--|--|--|
| | 本件対象公文書 | 公文書の内容 | 開示をしない部分及び理由 | | |
| 文書 5 | 第2回事務打合せ（平成24年3月23日開催）の会議資料のうち、資料5 | 災害廃棄物の受入れにあたり必要となる検討・調査の実施に関する審議、検討等情報が記載 | すべて非開示 文書全体が条例第7条第5号の非開示情報に該当 | 富山県や関係市町村等において検討・調整を行い具体化していく性格のものである。 | 当該文書に記載された事項は、本件処分時点において既に実施されていたものであるが、打合せ会議時点においては、関係市町村等との検討・調整前であり、かつ、当該検討・調整を踏まえて実施された結果とは大きく異なっていることから、公にすることにより、県民等の間に混乱を生じさせ、政策全体の意思決定等にも支障を生じるおそれがあり、文書1と同様、適正な意思決定の確保等への不当な支障となる。 したがって、文書全体が条例第7条第5号（審議、検討等情報）に該当するとして実施機関の判断は妥当である。 |
| 文書 7 | 第6回事務打合せ（平成24年5月17日開催）の会議資料のうち、資料6 | 災害廃棄物を受け入れる場合に想定される手段等について関係者と協議したもので、審議、検討等情報、個人情報及び法人等情報が記載 | すべて非開示 文書全体が条例第7条第5号の非開示情報に該当し、また、同条第2号（個人情報）又は同条第3号（法人等情報）にも該当 | 富山県や関係者等において今後さらに検討・調整等を行い具体化していく性格のものである。 | 文書1と同様、当該文書を公にすることにより、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれや、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、文書全体が条例第7条第5号に該当する。 さらに、当該文書のうち、公にしないことを条件とした民間事業者からの任意提供情報に係る部分については、当該条件を付することは当時の状況等から合理的であること、及び、その余の部分については、当該事業者の社会的評価が損なわれる等のおそれにつき法的保護に値する蓋然性があり、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあることから、文書全体が同条第3号（法人等情報）にも該当する。 したがって、文書全体が非開示情報に該当するとして実施機関の判断は妥当である。 |
| 文書 8 | 第6回事務打合せ（平成24年5月17日開催）の会議資料のうち、資料11 | 富山県が関係市町村等と協議した役割分担等に関する審議、検討等情報が記載 | すべて非開示 文書全体が条例第7条第5号の非開示情報に該当 | 富山県や関係市町村等において今後さらに検討・調整を行い具体化していくものである。 | 文書1と同様、当該文書を公にすることにより、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれや、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。 したがって、文書全体が条例第7条第5号（審議、検討等情報）に該当するとして実施機関の判断は妥当である。 |

